

■愛知県営上和田住宅PFI方式整備事業（第2次） 実施方針に関する質問に対する回答

No	該当箇所							質問内容	質疑回答
	頁	数字	(数字)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
1	2	1	(1)	オ	(ウ)	a	(b)	金額を算出するための現場測量を行うことはできますか？	本回答と同時にWebページにて全体確定図を公表します。
2	2	1	(1)	オ	(ウ)	a	(b)	整備済区域の内容について公開していただけないですか？ (図面、確認申請、地盤調査、行政への申請等)	図面・地盤調査等については、入札説明書等と同時に公表する予定です。
3	2	1	(1)	オ	(ウ)	a	(c)	解体工事において、新築工事に影響を与えない部分に関しては既存の杭を残置してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細については要求水準書にてお示しする予定です。
4	2	1	(1)	オ	(ウ)	a	(c)	解体工事において、事業者側の調査で公表資料にないアスベストが発見された場合は、協議及び撤去に係る追加費用は認めていただけますでしょうか。	要求水準書にてお示しする予定です。
5	8	2	(4)	ア				契約後にグループの構成員の変更は認められますか？	契約後の特定事業者の構成員の変更は認めません。
6	12	2	(4)	ウ				構成員の変更はどのような場合にできるのでしょうか？	上記のとおりです。
7								別紙ー1 リスク分担表【県営住宅整備業務関連】県営住宅整備業務 工期変更(工事遅延)リスク No.39に住民の移転において移転が遅延した場合は、県のリスクに含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、特定事業者の責に帰すべき事由により住民の移転が遅延した場合はNo. 40に該当し、特定事業者のリスクに含まれます。
8								別紙ー5 入居者移転計画(基本手順)において、「既存住棟の入居者の建替住棟移転完了後(管理開始から概ね2ヶ月)解体撤去を行う。」とありますが、入居者移転期間は最低2ヶ月を確保すればよろしいでしょうか。	概ね2ヶ月確保してください。
9								別紙ー5 入居者移転計画(基本手順)において、「既存住棟の入居者の建替住棟移転完了後(管理開始から概ね2ヶ月)解体撤去を行う。」とありますが、引渡し後(管理開始日)から2ヶ月後に入居者移転が完了し、遅延なく解体工事に着手出来るとの理解でよろしいでしょうか。	概ね2ヶ月後に移転が完了するため、その後に解体工事に着手してください。